

資料99 水質汚濁防止法等に基づく市町村別特定事業場数
(令和2年度末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総数	うち規制対象事業場数	総数	うち規制対象事業場数
京都市		824	86	18	16
乙訓	向日市	37	6	2	1
	長岡京市	64	9	4	4
	大山崎町	12	3	1	1
山城北	宇治市	223	36	30	29
	城陽市	101	7	10	10
	八幡市	76	9	4	4
	京田辺市	58	15	2	2
	久御山町	82	12	5	3
	井手町	31	0	2	2
	宇治田原町	34	11	3	2
山城南	木津川市	90	17	4	4
	笠置町	14	2	1	1
	和束町	16	2	1	1
	精華町	36	11	0	0
	南山城村	12	3	2	2
南丹	亀岡市	249	33	12	12
	南丹市	362	42	8	8
	京丹波町	134	29	0	0
中丹西	福知山市	277	49	0	0
中丹東	舞鶴市	417	31	0	0
	綾部市	191	31	0	0
丹後	宮津市	309	14	0	0
	京丹後市	652	49	0	0
	伊根町	80	5	0	0
	与謝野町	85	3	0	0
小計		3,642	429	91	86
合計		4,466	515	109	102